



## 第2期 南島原市

# デジタル・トランスフォーメーション (DX)推進基本方針

(案)

令和8年 月

南島原市

# はじめに

デジタル技術の急速な進化に伴い、社会のさまざまな場面で先進的なデジタル技術を活用する動きが広がっています。このため、社会課題の解決や新しい価値の創出が進められるだけでなく、従来の制度や政策、組織の形態などを変革する「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」が推進されています。

これまで、令和4年7月に策定した南島原市DX推進基本方針に基づき、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務の効率化に向けた取り組みを進めてきました。

今回、基本方針の計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえ、さらに持続可能で効果的なDXを推進するため、第2期南島原市DX推進基本方針を策定します。

この新たな基本方針では、南島原市の持続可能な発展を目指して、地域の特性や直面している社会的課題を十分に考慮したうえで、未来志向のデジタル技術活用の具体的な方向性を明示します。

また、必要なものについては前回の基本方針を継承しつつ、更なる改善と発展を目指して取り組みます。この方針を通じて、住民の皆様の生活の向上や地域の活性化を図るとともに、持続可能なまちづくりに積極的に取り組みます。

# 目次

1 策定の背景と目的.....	1
(1)人口減少と少子高齢化 .....	1
(2)スマート自治体の推進.....	3
(3)国の動向 .....	5
(4)デジタル行政への移行 .....	6
2 基本方針.....	7
(1)基本方針の考え方〈南島原市DXが目指す姿〉 .....	7
ア. 温かみのあるデジタル運用 .....	7
イ. 地域社会の活性化 .....	8
ウ. 地域特性への配慮 .....	8
エ. 持続可能な社会の実現と生活の満足度向上.....	8
3 基本目標と施策体系.....	9
(1)基本目標.....	9
(2)施策体系 .....	10
ア. 施策一覧 .....	11
イ. 共通施策一覧 .....	11
4 方針の位置付けと期間 .....	12
(1)方針の位置付け .....	12
ア. 国の法令等との関係 .....	12
イ. 本市の他の計画等との関係.....	12
(2)方針の期間 .....	13
5 推進体制.....	14
(1)実施体制 .....	14
(2)着眼点〈心がけること〉.....	15
(3)評価と改善 .....	16
(4)プロジェクトチームの設置 .....	16
(5)デジタル人材の育成 .....	17
ア. DX推進リーダーの育成 .....	17
イ. 職員のデジタルリテラシー向上 .....	18
(6)外部人材の活用、外部組織との連携 .....	18
ア. 外部人材の活用 .....	18
イ. 外部組織との連携 .....	18
(7)予算(財政負担)および財源の考え方.....	19
用語集 .....	20

# 1 策定の背景と目的

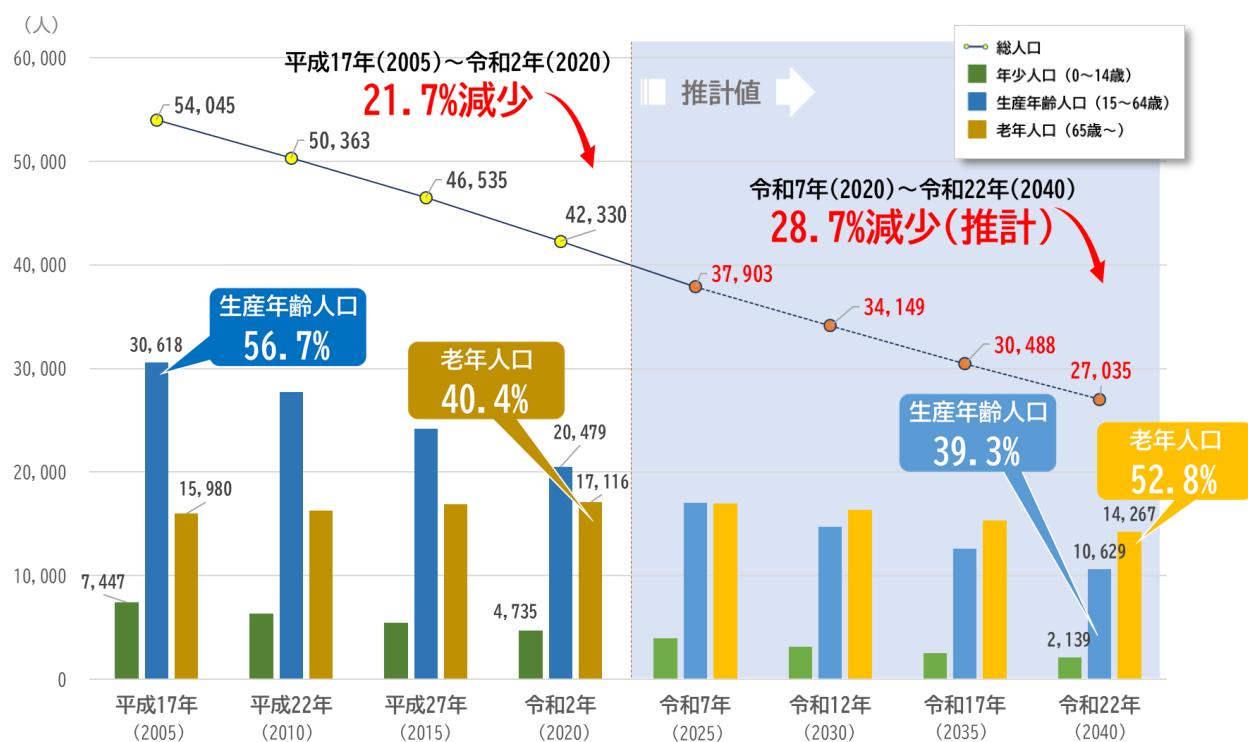
## (1) 人口減少と少子高齢化

近年、日本全体で人口減少と少子高齢化が加速しており、その影響が各地で顕著になってきています。本市においても、この傾向を無視することはできず、労働力人口の減少に伴い、必要な職員の確保がますます困難になることが予測されています。また、少子高齢化による社会構造の変化は、本市の持続的な発展に向けた課題をさらに深刻化させています。

その一方で、住民の生活スタイルやニーズは多様化し続けており、多くの分野で従来の方法では十分に対応できない状況が現れています。このような背景の中で、デジタル技術を積極的に活用することが重要です。具体的には、行政サービスの効率化や業務の自動化、さらに地域住民とのコミュニケーション促進を通じて、人手不足の課題を解消し、生産性の向上を目指さなければなりません。

人口減少や少子高齢化という社会課題に直面している現在、本市はこれらの問題に積極的に取り組み、地域の魅力を維持・向上させるための革新的な取り組みが求められています。

■図1 南島原市の人口と年齢3区別人口の推移



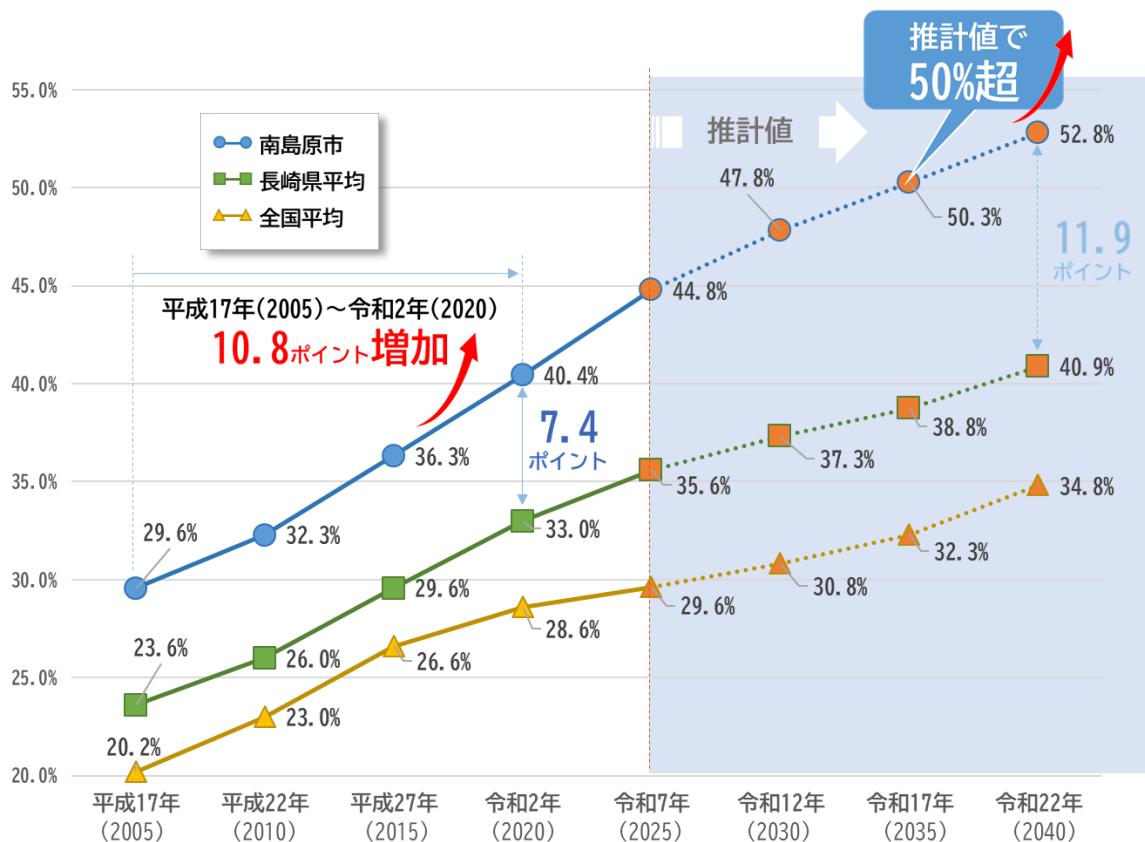
出典：平成17年～令和2年/総務省統計局「国勢調査の結果」

令和7年～令和22年/国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」

特に高齢化が進む本市においては、高齢者をはじめとするデジタル技術に慣れていない市民が、デジタル技術を活用できるよう支援することが求められます。そのためには、一人ひとりに寄り添った丁寧できめ細かな支援を行う必要があります。また、デジタル機器を利用しない市民に対しても、デジタル技術を意識することなく、便利で利用しやすい行政サービスを提供する仕組みづくりが重要です。

具体的な取り組みとしては、まず、高齢者やデジタル技術に慣れていない市民が安心して相談できる窓口を設置することが挙げられます。加えて、国が示している「自治体フロントヤード改革手順書」を参考にすることで、マイナンバーカードを活用しながら手続きのオンライン化を原則とし、窓口での手続きの負担を最小限に抑えることが重要です。さらに、フロントヤードとバックヤード間でのデータ連携を徹底することで、人手を介さない効率的な業務フローを実現する取り組みを進める必要があります。これらの改革を通じて、「住民の希望に応える窓口の実現」と「職員がより有効に時間を活用できる業務フロー」の両立を目指し、総合的かつ先進的なモデルを構築することが求められます。

■図2 高齢化率の推移（全国・長崎県・南島原市）



出典：平成17年～令和2年/総務省統計局「国勢調査の結果」

令和7年～令和22年/国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」

## (2)スマート自治体の推進

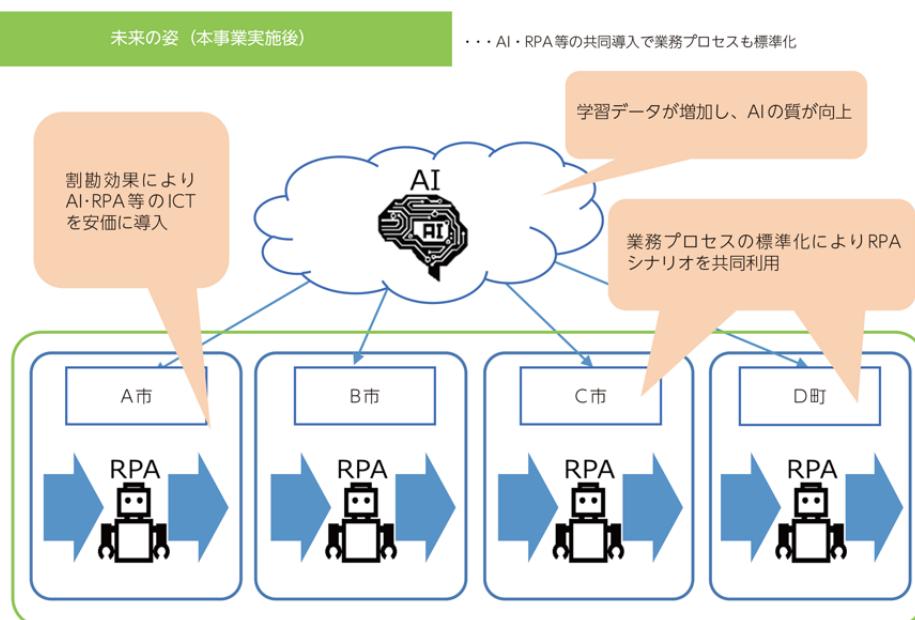
平成30年7月に総務省が発表した「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」では、人口減少と高齢化による社会の変化が指摘され、自治体での労働力不足が深刻化する可能性を考慮し、以下の必要性が示されました。

- ① 職員数が従来の半分でも自治体の機能を十分に発揮できる仕組み作り。
- ② 課題の増加に対応できる効率的な仕組みへの転換。
- ③ 「スマート自治体」への移行を進めること。

これにより、自治体が社会的課題を乗り越えるための改善が求められています。

また、令和3年版情報通信白書(総務省)によると、令和元年度より「自治体行政スマートプロジェクト」が開始されました。このプロジェクトでは、地方公共団体が住民基本台帳業務や税務業務などの主要な行政業務において、人口規模に応じた複数の自治体でグループを作り、業務プロセスを比較しながら進める形をとっています。そして、ICT(情報通信技術)を活用し、効率的で標準的な業務モデルを構築することを目指しています。令和2年度には5つのグループが選定され、それぞれが標準化モデルの策定に取り組みました。このことを踏まえ、令和3年度以降には、このモデルを全国に展開する計画が進められることとなっています。これにより、情報システムやICTの共同利用が促進され、自治体間での業務効率化が期待されています。

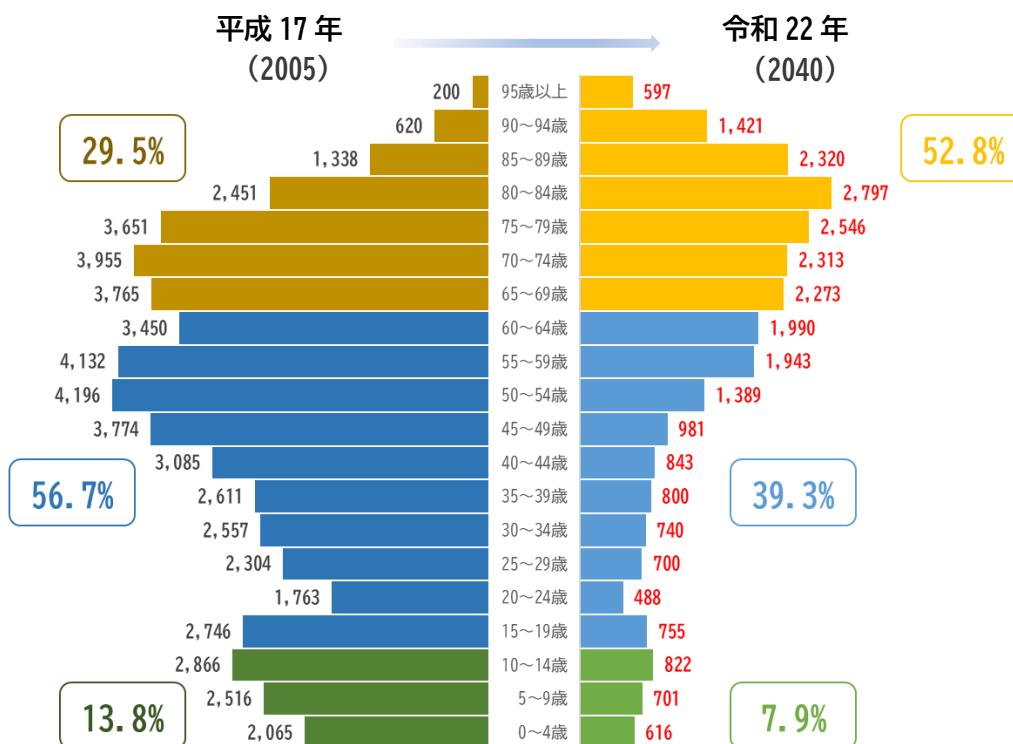
■図 3 自治体行政スマートプロジェクト



出典：総務省「令和3年版 情報通信白書」

本市においても少子高齢化や人口減少の進行に伴い、労働生産力の低下、経済規模の縮小、社会保障費の増加など、さまざまな社会的課題が顕著化しており、これらの状況が今後一層加速し、課題がより深刻化することが懸念されています。こうした状況の中、労働力不足により職員の確保が困難となることが予想されるため、複雑化・多様化する行政ニーズに対応し、市民サービスの維持と向上を図るために、デジタル技術を積極的に活用し、業務効率化を通じて労働生産性をさらに向上させる体制を整えることが必要不可欠です。

■図 4 南島原市の5歳階層別人口の推移 平成 17(2005)年→令和 22(2040)年（推計値）



出典：平成 17 年/総務省統計局「国勢調査の結果」

令和 22 年/国立社会保障・人口問題研究所「令和 5 年推計」

### (3) 国の動向

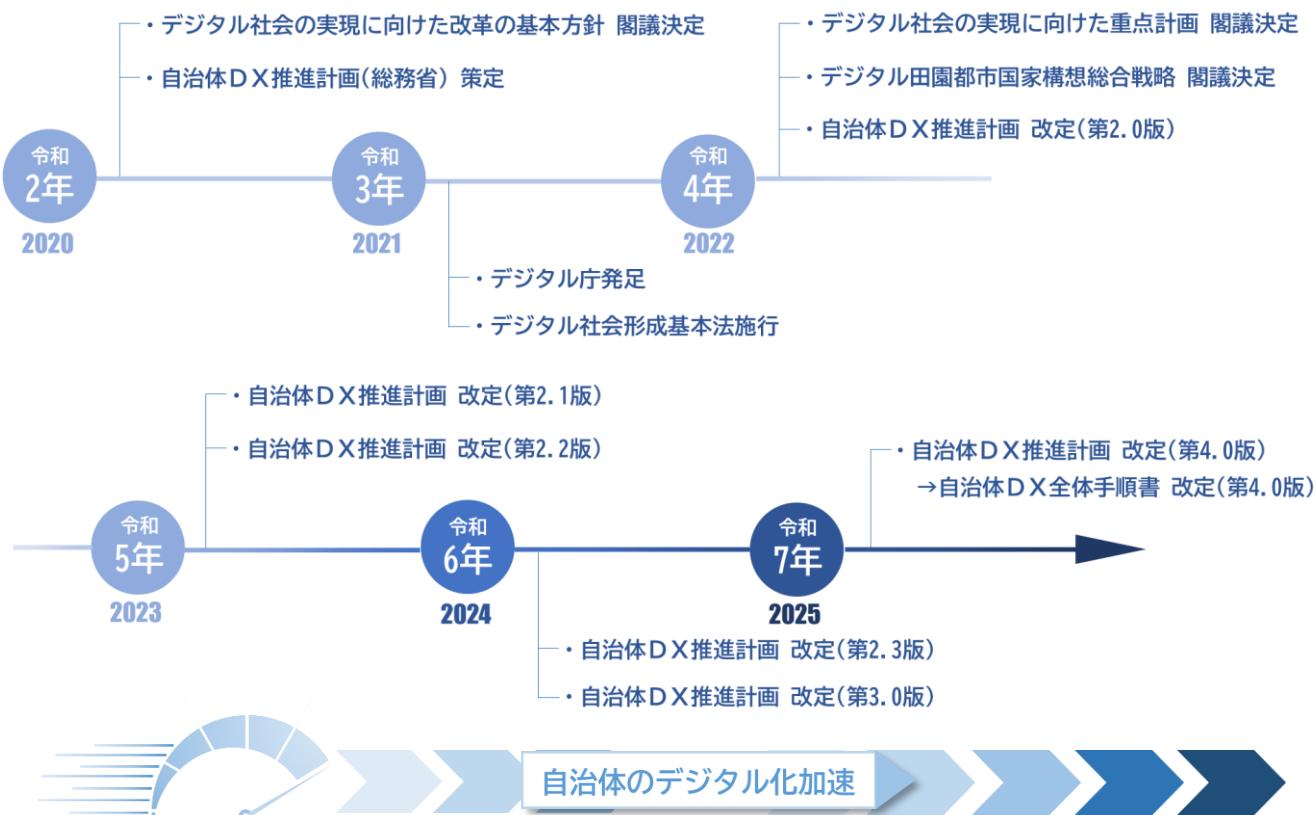
令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というビジョンが示されるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項や総務省および関係省庁による支援策を具体化した「自治体DX推進計画」が策定されました。

また、デジタル改革を加速させる強力な推進主体として「デジタル庁」が創設され、「デジタル社会形成基本法」が施行されました。その後、令和3年7月には自治体が着実にDXに取り組むための「自治体DX推進手順書」が作成されました。

続いて、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会の姿として改めて位置づけられました。

さらに、自治体のデジタル化を加速するため、令和2年12月に策定された「自治体DX推進計画」は令和7年3月の第4.0版までに合計6回の改定が行われています。

■図 5 国の動向(デジタル化・DX 推進関連)



## （4）デジタル行政への移行

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示されているビジョンを具体的に達成するためには、住民にとって最も身近に接する行政機関である市役所が果たす役割が非常に重要です。市は、住民が利用する行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用することで、利便性を向上させる努力が求められています。たとえば、オンライン手続きの普及や、データによる効率的なサービス提供などが挙げられます。

さらに、デジタル技術やAI(人工知能)を活用して業務を効率化することで、職員が担う業務の負担を軽減し、その結果生じる余力を住民サービスの質を向上させるために活用するという取り組みも重要です。これらの取組を通じて、同計画では「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現することが目標とされています。そのため、市が主体的にDXを推進する意義は非常に大きいと言えます。

また、令和5年に策定した第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画では、「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち」を目指すべき将来像として掲げています。また、本方針の策定にあたっての考え方として、現在直面している人口減少などの課題に対応するためには、「デジタル社会への対応」を推進していくことが重要とされています。この対応策の一環として、DXの推進や情報格差(デジタル・デバイド)の解消といった取り組みを通じて、“誰一人取り残さない”、“人に優しいデジタル化”的推進を目指す必要があります。

### 第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画（抜粋）

#### 《最終目標（地域ビジョン）と実現化のシナリオ》

歯止めがきかない人口流出により過疎化と高齢化が急速に進む本市にとって、地域社会を維持していくためには、日々の経済活動や地域コミュニティが維持できる人口規模を将来に渡り維持するとともに、地域社会の変化に対応した住みよい環境の確保が必要です。

そのため、令和4年度に大幅に改訂された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、本市でもデジタルの力を活用しつつ、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化を図り、本市に住んでみたい、住み続けたいと思える持続可能な地域社会を構築するため、本市の目指すべき理想像を、基本構想の将来像と同様の

**「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち」**

とします。

## 2 基本方針

本基本方針は、人口減少や少子高齢化といった地域が抱える課題に対応しつつ、第Ⅱ期総合計画基本構想で掲げられている将来像「住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」の実現を目指す、重要な指針となるものです。

具体的には、「人を中心とした温かいコミュニティの形成」と「デジタル時代への適応」という2つの目標を両立させることで、地域社会全体の活性化を促進し、市民の生活の質を向上させる取組が必要です。また、日々進化するデジタル技術を活用する際には、常に人々のつながりや地域コミュニティを支えるという方向性を重視することが重要です。

そのため、これまでの取り組みで得られた成果を十分に活かしながら、DX推進に関する施策を統一的かつ一貫性のある形で進めていくことで、計画の効果を最大限に引き出すことを目的とします。この目的を達成するために、前回の計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、今回においても同様の基本方針とします。

### 第2期南島原市DX推進基本方針

デジタル技術の活用により、人と人とのつながりを深め、  
ぬくもりと豊かさを実感できるまちづくりの実現

#### (1) 基本方針の考え方〈南島原市DXが目指す姿〉

##### ア. 温かみのあるデジタル運用

デジタル技術は、単に効率化や利便性を向上させるだけでなく、人々の暮らしや心に寄り添う形での活用が求められています。

本市では、行政サービスの改善を通じて地域住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を整えるとともに、デジタル技術を活用した温かみのある施策を推進します。更に、市民の生活の質を向上させるため、「心の豊かさ」を重視し、地域全体が支え合えるコミュニティの形成を目指します。

## イ. 地域社会の活性化

デジタル技術を活用することで、住民同士のコミュニケーションを促進し、地域内のつながりを強めることができます。これにより、地域全体の活気が高まり、住民が安心して暮らせる環境を整備します。

## ウ. 地域特性への配慮

南島原市が持つ特有の文化や価値観を尊重しつつ、デジタル技術を活用することで、地域らしさを保ちながら時代に即したまちづくりを実現します。

## エ. 持続可能な社会の実現と生活の満足度向上

デジタル技術は、単なる効率化を超えて、私たちの生活の質を向上させる大きな可能性を秘めています。住民が快適に暮らせる環境を整えつつ、人と人との絆を深めることで、持続可能な社会の実現と、生活の満足度向上を目指します。

### 3 基本目標と施策体系

基本方針で掲げた『デジタル技術の活用により、人と人とのつながりを深め、ぬくもりと豊かさを実感できるまちづくりの実現』を目指し、以下の基本目標を掲げ取組を進めます。

#### (1) 基本目標

1

##### 徹底した市民目線による利便性の向上

- 市民のニーズを追求し、多様化するライフスタイルに対応できるよう、行政手続きのデジタル化など、サービスの充実を図ります。
- デジタル化は手段であり、目的ではありません。デジタル化によって市民の利便性を向上させ、市の発展を目指します。

2

##### 市行政の生産性の向上と情報セキュリティの確保

- AIやRPA等の先進技術を積極的に活用し、高度なセキュリティを保ちつつ、業務改善による生産性の向上と職員のワークライフバランスの実現を目指します。
- 限られた財源のなかで、徹底したセキュリティ対策のもとクラウドサービスの利用や業務プロセスの見直しを進めながら、業務の効率化を目指します。

3

##### 地域のデジタル化とデジタル格差の解消

- 教育現場や公共交通、防災といった地域社会のデジタル化を推進とともに、誰もがICTの活用で利便性を感じられるまちづくりを目指すとともにデジタル格差の解消を図ります。
- 多くの方が安心して利用できるデジタル技術を活用し、デジタルデバイドへの対策を含め、誰もが平等に暮らしやすい環境を整えることで、より住みやすいまちづくりの実現を目指します。

## (2) 施策体系

3つの基本目標ごとに、全序的にDXを推進するための施策に取り組みます。また、これらの施策に加え、各目標に共通する施策に取り組み、全体のDX推進を底上げし、持続可能かつ効果的なデジタル化の基盤を構築することを目指します。この共通施策は、市全体のデジタル変革を支える重要な要素であり、個々の目標を達成するための基盤的な取組を形成します。

なお、施策を実行するための具体的な取組内容については、詳細な計画を策定し、それぞれの内容ごとに進捗状況や達成目標を管理するための仕組みを整備します。この管理プロセスは「DX推進アクションプラン」において、進捗管理の方法、指標設定、担当課の割り当てなども含めて具体的に掲載します。これにより、施策の実行状況について透明性を持って確認し、必要な調整や改善を迅速に行うことが可能となります。

この「DX推進アクションプラン」については、基本方針策定後に必要な調査や関係部局との調整を行った後、取りまとめることとします。

■図 6 南島原市 DX 推進計画の体系図（イメージ）



## ア. 施策一覧

基本目標		施策	
1	徹底した市民目線による利便性の向上	(1)	マイナンバーカードの普及・利用促進
		(2)	フロントヤード改革の推進
2	市行政の生産性の向上と情報セキュリティの確保	(1)	AI等の先端技術と業務効率化ツールの活用推進
		(2)	業務の電子化とBPRの取組の徹底
		(3)	アナログ規制の点検・見直し
3	地域のデジタル化とデジタル格差の解消	(1)	地域社会のデジタル化
		(2)	デジタル格差解消への取組
		(3)	産業振興におけるICT活用
		(4)	教育現場におけるICT活用

## イ. 共通施策一覧

基本目標		共通施策	
全ての目標		(1)	DX人材の育成と確保
		(2)	情報セキュリティ対策の徹底
		(3)	データの利活用(EBPMの実践)
		(4)	システム標準化の推進
		(5)	市民・事業者・行政が共有できるプラットフォームの構築

## 4 方針の位置付けと期間

### (1) 方針の位置付け

#### ア. 国の法令等との関係

本方針は、国の「自治体DX推進計画」と整合をとりながら、本市のDXを一層推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置づけるものとします。

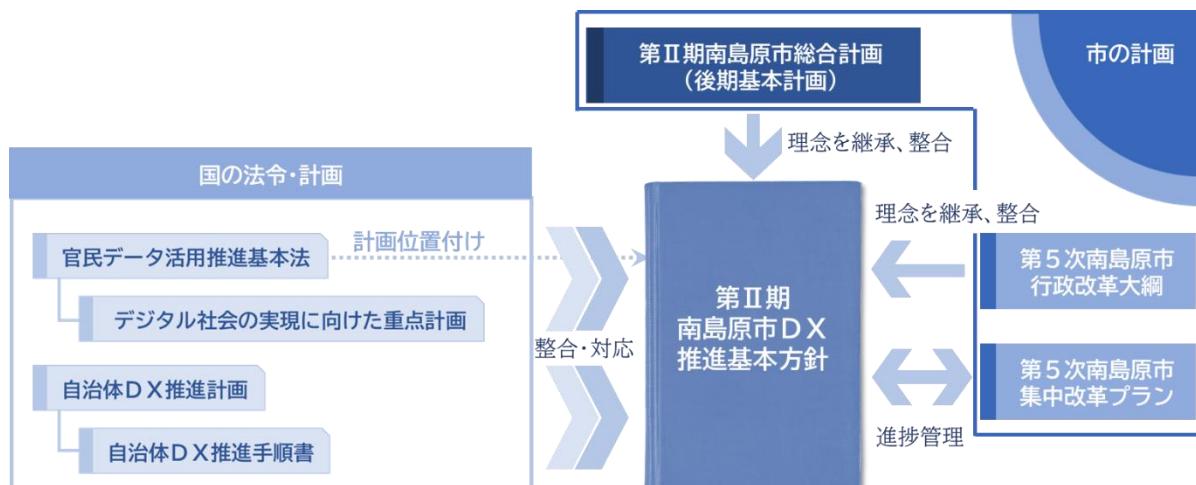
#### 【抜粋】官民データ活用推進基本法第9条第3項

市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### イ. 本市の他の計画等との関係

本方針は、行政のデジタル化、ICTの活用やデータ活用などの推進に関する本市の基本方針を整備し具体的に示すことで、DXによる課題解決に向けた取組を一層推進していくことを目指しています。そのため、市の最上位計画である「第Ⅱ期南島原市総合計画・後期基本計画」（令和5年度～令和9年度）、並びに将来に渡り持続可能で安定的な行政運営を目指す「第5次南島原市行政改革大綱」および「第5次集中改革プラン」と整合を図りながら推進していきます。

■図 7 南島原市DX推進基本方針の位置付け（イメージ）



## (2) 方針の期間

本方針の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

この対象期間は、本市の行政改革の基本的方向性を定めた行政改革大綱と、その実行計画である集中改革プランとの整合を踏まえ、同計画と同様の期間とします。

なお、次期総合計画との整合性や市を取り巻く社会情勢や国・県等の動向、急速に進むデジタル化技術を踏まえ、その変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

また、施策体系の中で示したとおり、本市がDX推進のための施策を展開するにあたって、将来を見据えた具体的な取組を明示するとともに、その進捗管理を行うための「南島原市DX推進アクションプラン」を別途策定し、スピード感を持った推進を図ります。これにより、府内横断的に効果的なデジタル技術の活用に積極的に取り組み、本方針で掲げる本市が目指す姿の実現を目指します。

■図 8 関連計画との関係図



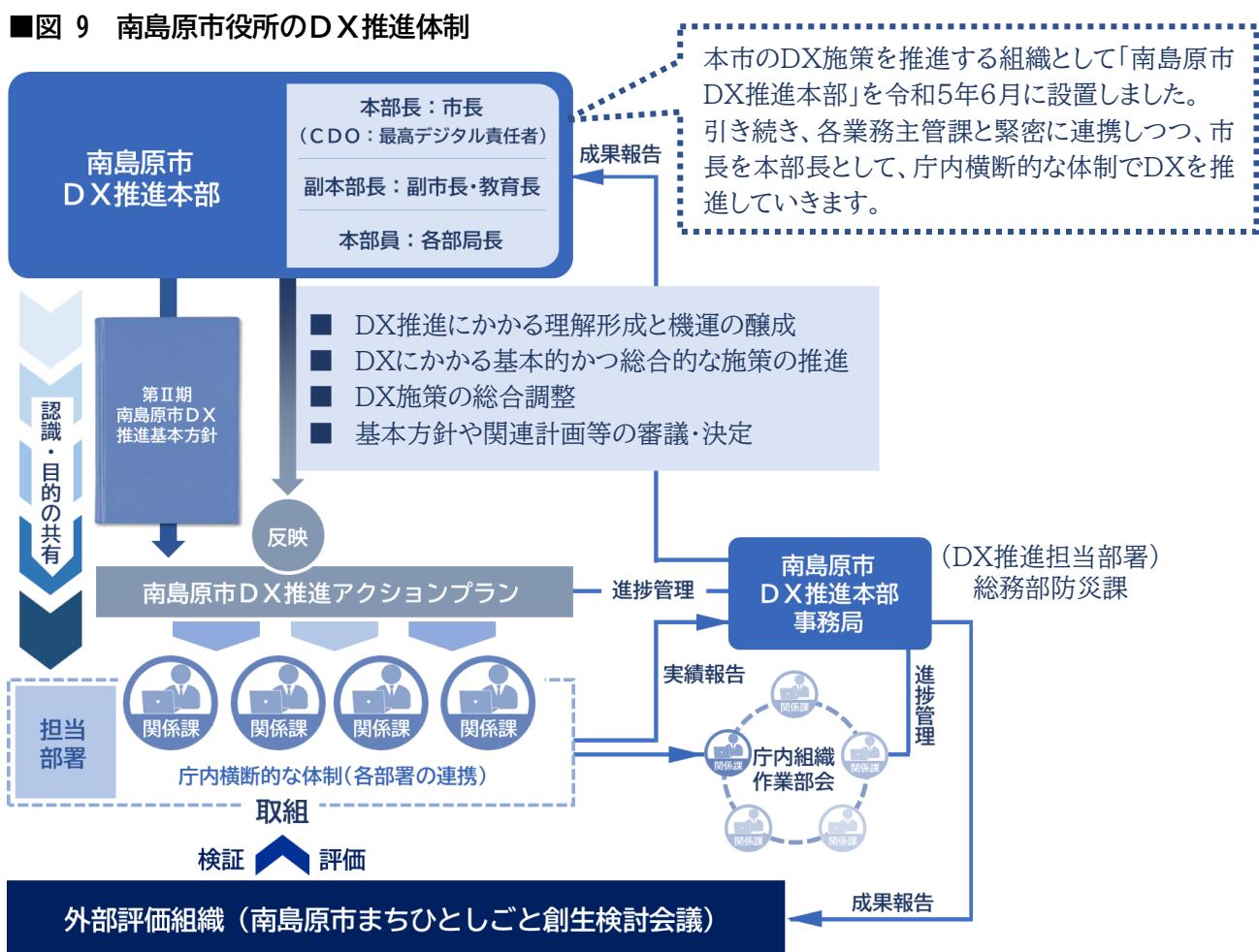
取りまとめたアクションプランは、毎年ローリング方式により見直しを行い、社会情勢や住民ニーズの変化等に合わせ修正することとします。

## 5 推進体制

### (1) 実施体制

本市におけるDXを着実に推進していくためには、庁内横断的な体制で全庁的に取り組む必要があります。そのため、市長を本部長とする『南島原市DX推進本部』を中心として、毎年度各業務主管課の取組について進捗状況を確認し、全体的な調整を行うとともに、庁内DXの取り組みを推進します。

■図 9 南島原市役所のDX推進体制



また、実事業の内容によっては、庁内に推進組織や作業部会を設置し、部署間での調整を円滑に進めるとともに、課題解決や詳細な作業計画の策定等を効率的に進めます。

## (2) 着眼点〈心がけること〉

本市DXの推進にあたっては、市職員が一丸となって推進するという強い意識を組織全体で共有することが重要です。そこで、市組織全体へ浸透させるべき重要な着眼点(=心がけること)として、以下の事項を全職員で共有し、常に意識して各取組を進めていくこととします。

### 着眼点① まずは着手する

新たなコストをかけずに実行できることは、直ぐに着手します。

### 着眼点② 課題解決のためのデジタル化

デジタル化が目的ではなく、「それによって何をしたいのか」、「どんな課題を解決するのが最も重要なのか」など、課題の本質を見極めます。

### 着眼点③ 市民(利用者)目線で考える

行政の業務は市民のためにあることを念頭に、南島原市が市民の豊かな暮らしのために、どのような価値を提供できるかを常に広い視野で考え、変革を進めていきます。また、表面化したニーズに留まらず、潜在的なニーズについても分析し、より良いサービスの提供に活かします。

### 着眼点④ 最善策を追い求めるため、積極的に情報を収集する

他自治体や民間企業等から広く情報収集を行い、課題の解決のための様々な可能性を検討します。また、収集した情報を参考に将来的に業務効率の向上が見込めるものは、これまでの慣習や仕事の仕方を積極的に見直し、変革を進めていきます。

### 着眼点⑤ 組織横断的に、組織を超えて協働する

組織横断的な取組を行うことはもとより、地域団体や他自治体との連携の可能性を模索するとともに、目的達成のために地域の全体適正を考慮して協働します。

### 着眼点⑥ 持続可能な未来を見据える

持続可能で魅力的なまちであり続けるために、将来の南島原市のあり方を見据えた人材育成と環境への配慮を心掛けた変革を進めます。

### (3)評価と改善

基本方針策定後に取りまとめたアクションプランは、基本的に2年間の計画期間としますが、毎年ローリング方式により見直し(13頁・図8参照)を行い、社会情勢や住民ニーズの変化等に合わせて修正することとします。

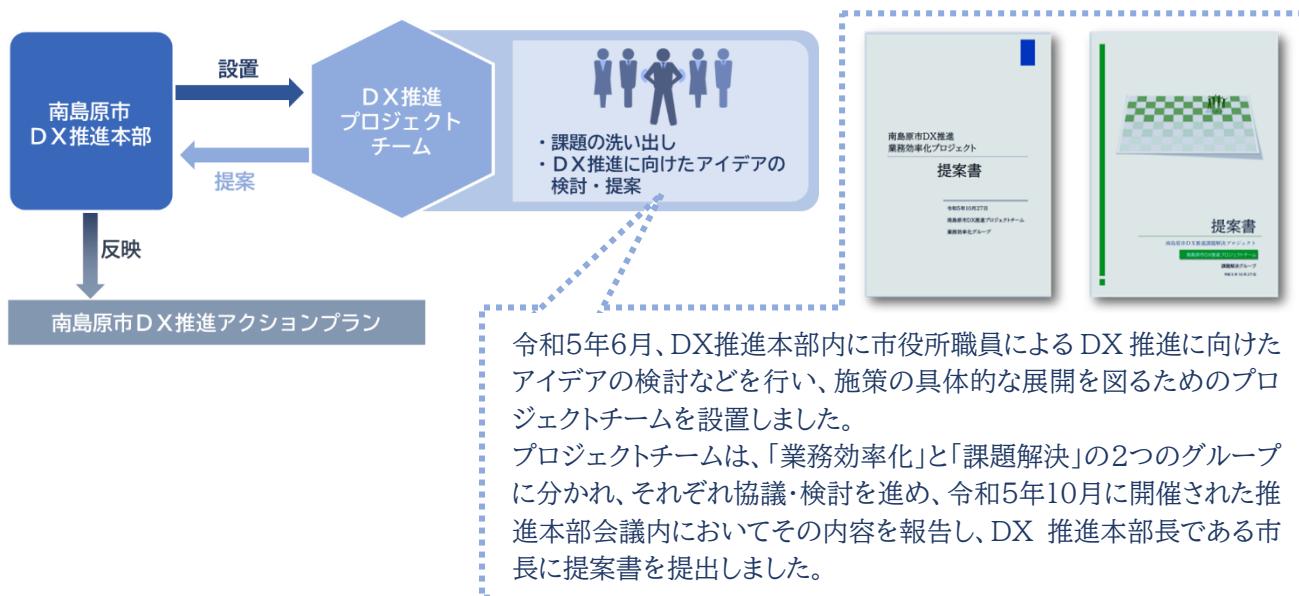
さらに、本市のDX施策にかかる取組状況などを検証し、その取組を着実に推進するため、外部評価組織(南島原市まちひとしごと創生検討会議)へ報告し、その評価結果をPDCAサイクルによる点検・見直しに反映させ、事業の質を担保します。(14頁・図9参照)

また、アンケート調査の実施など市民や利用者の視点を積極的に取り入れることにより、多様なニーズに応じた施策の実現を目指します。具体的には、市民からのフィードバックを収集・分析する仕組みを整備し、透明性を確保するとともに、改善プロセスに反映させることを推進します。これにより、市民の信頼を得ながら、より効果的かつ効率的なDX推進を図ります。

### (4)プロジェクトチームの設置

DX推進に向けたアイデアの検討・提案を行い、推進施策の具体的な展開を図るため、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、業務課題の洗い出しや課題解決策の提案、業務プロセスの見直しを通じて、市民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

■図 10 プロジェクトチームの設置・取組



## （5）デジタル人材の育成

近年、行政機関においてDXの取り組みが急速に進展しています。このような状況の中で、DXを推進するための原動力となる人材の確保および育成が、極めて重要かつ緊急の課題として浮上しています。

さらに、生成AIをはじめとするデジタル技術が急速に進化し、広く普及していることで、従来の行政職員に求められるスキルや役割といった人材像そのものが大きく変わろうとしている状況です。このような変化が行政機関における業務のあり方や人材の育成戦略にどのような影響を与えるのかを適切に理解し、対応していくことが求められています。

のことから、本市のDXを推進する人材像を明確化し、「自治体DX全体手順書（第4.0版）」において示されている『DX推進のための人材育成』を参考に、デジタル人材の育成に関するカリキュラムを設計し、デジタル人材の確保・育成に取り組みます。

### ア. DX推進リーダーの育成

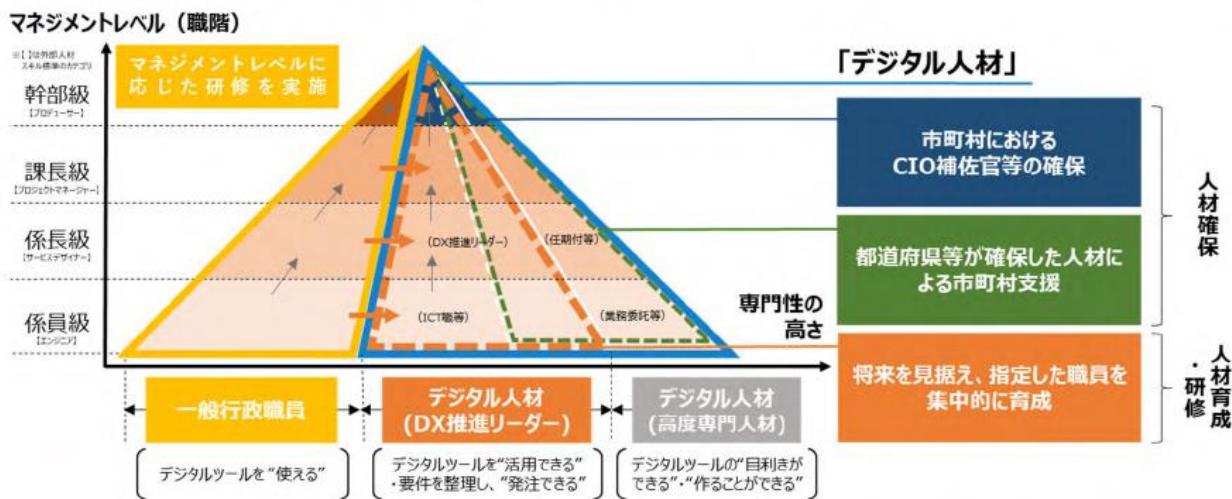
組織の中核を担い、DXの取組を推進することができる人材の育成と確保に努めるとともに、業務や施策の様々な課題に対して、デジタル技術を活用して、最適な解決策を提案し、部局のDX推進を牽引していく職員を育成します。

#### 【抜粋】自治体DX推進手順書【第4.0版】4. 推進体制の整備(ステップ2)\_4.1 基本的な考え方

自治体（主に市町村）におけるデジタル人材の確保・育成の全体像のイメージは、参考 4.1-①のように整理でき、特に、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめができる人材（DX推進リーダー）を育成・確保していくことが重要である。

■図 11 【参考 4.1-①】市町村におけるデジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）

#### 【市町村におけるデジタル人材確保・育成の全体像】



出典：総務省「自治体DX全体手順書」

## イ. 職員のデジタルリテラシー向上

デジタル時代の住民ニーズに対応するため、全職員のデジタルリテラシーを向上させ、セキュリティ対策を行いつつ様々なデジタルツールを活用して業務を行う必要があります。そのため、ノーコードツールやペーパーレス会議システム、オンライン会議の積極的な活用や、RPAやAIなどのデジタルツールを日常業務で活用し、業務効率化を進めることができます。また、住民に対して業務関連のシステム操作方法を説明する役割も担うことが期待されます。

こういったことから、職員向けにデジタルツールや技術を学ぶための研修を定期的に行います。特に、日常業務に直結する内容(AIやノーコードツールなど)を中心とした実践的な研修が効果的だと考えられますので、業務効率化ツールについて学べるセッションを設け、職員全体のデジタルリテラシー向上に努めます。

## (6) 外部人材の活用、外部組織との連携

### ア. 外部人材の活用

業務プロセスの改善をはじめとする全体的な業務改革に加え、庁内組織における新たなシステム導入に際してのプロジェクトマネジメントの推進、さらに個人情報を含む重要データの保護を目的とした高水準のセキュリティ対策の実施など、デジタル技術の活用や組織の変革を円滑かつ効率的に成功に導くために、これらの分野においては、必要に応じて深い専門知識と豊富な実績を持つデジタル人材の活用や登用について検討していきます。

### イ. 外部組織との連携

市内や庁内のICT化等で連携している地域商社(株式会社ミナサポ)やデジタルサービスのプロジェクト創出や関連企業の市内への創業等を推進する「南島原市DX推進ラボ」など、外部組織との更なる連携を図り、得られる知見やノウハウを活用することで、DX推進における課題解決や革新的な取り組みを進めるとともに、市内事業者や市民との相互協力を促進し、地域全体でのDXの加速化を図ります。

## （7）予算（財政負担）および財源の考え方

既存のシステムや機器の更新時期を詳細に管理し、それぞれの状態や利用状況を綿密に確認することで、重複投資や予算の無駄を防ぎます。また、更新の優先順位や必要性を総合的に判断し、効率的かつ計画的に整備を進めることを目指します。これにより、資源の最適活用や事業の円滑な推進を実現します。

毎年度の政策評価及び予算編成において精査を図りながら、事業費の確保に努めます。また、国「新しい地方経済・生活環境創生交付金」をはじめ、国のデジタル戦略における進捗や動向を踏まえつつ、総務省等各省庁も含めより有利な財源の確保に努めます。

# 用語集

1 策定の背景と目的

2 基本方針

3 基本目標と施策体系

4 方針の位置付けと期間

5 推進体制

用語集

用語	解説
AI	Artificial Intelligence(人工知能)の略。人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかつたような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
BPR	Business Process Re-engineering の略。企業などで既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ(ビジネスプロセス)を最適化すること。
CDO	Chief Digital Officer(デジタル最高責任者) の略。デジタル技術を活用して住民サービスの向上や行政の効率化を図る DX を推進する責任者のこと。
DX	Digital Transformation の略。最先端のデジタル技術を企業や行政などに広く浸透させることで、人々の暮らしをより便利で豊かなものへと変革すること。
EBPM	Evidence Based Policy Making の略。政府や自治体の政策について、統計データや各種指標などの客観的で合理的な根拠(エビデンス)に基づいて判断し、企画・実行すること。
ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。人間がコンピュータを操作して行う作業を、コンピュータ上で動くロボットが自動的に操作することによって代替すること。

用語	解説
アナログ規制	「目視」や「書面での提示」といった、デジタル技術が登場する前に定められたアナログ的な手法を前提としたルール(法令や条例など)のこと。
オンライン	コンピュータやスマートフォン・タブレット端末等の機器が通信回線を通じてネットワークに繋がった状態のこと。
オンライン会議	ネットワークを通じて遠隔拠点の人と映像・音声のやり取りや資料の共有を行うこと。「Web 会議」ともいう。
オンライン手続	ネットワークを通じて離れた場所から手続を行うこと。
官民データ	電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

用語	解説
官民データ活用推進基本法	官民のデータ利活用推進を法制度の面から担保するもので、國に官民データ活用推進基本計画の策定を義務付けるとともに、行政手続のオンライン化を促し、データ流通のルール作り等の考え方を示した法律。 平成28(2016)年12月に施行された。
行政サービス	国や地方公共団体などが、国民や住民に提供する、福祉、子育て支援、ゴミ処理、公共施設運営、住民登録などのサービス全般を指す。
クラウドサービス	手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータを、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスのこと。
自治体行政スマートプロジェクト	システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を図るため、本事業において、自治体の基幹的な業務(住基・税・福祉など)について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、グループ内で業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA 等の ICT を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するプロジェクトのこと。
自治体 DX 推進計画	デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。
自治体 DX 推進手順書	DX を推進するにあたって想定される一連の手順を示すもの。
情報システム	市町村における情報システムは、主に基幹系業務システム(住民基本台帳、固定資産税など17業務)及び内部管理事務系システム(人事給与、財務会計等)により構成されている。
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん、または消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
スマート自治体	AIやRPAなどの先進技術を活用し、行政業務の効率化と住民満足度を向上させる次世代の自治体像を指す。
生産年齢人口	生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢(15 歳～64 歳)の人口のこと。
生成AI	大量のデータを学習して新しいデータを生成する AI(人工知能)技術のこと。テキスト、画像、音楽などのクリエイティブなコンテンツを自動生成し、効率的な作業や新しいアイデアの創出を支援する。教育、エンターテインメント、デザイン、医療分野をはじめ、非常に多くの分野での活用が期待されている。

用語	解説
デジタル化	「アナログ」(連続的な値)を「デジタル」(0か1の離散的な値)に変えること。ひいては、デジタルデータやその利用技術を応用し、業務プロセスを効率化するなど、新しいサービスを創出すること。
デジタル技術	デジタルデータを加工・利用・交換する技術。
デジタル社会	インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信するとともに、情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。
デジタル社会形成基本法	令和3(2021)年9月に施行された、デジタル社会の形成に関する基本理念や基本方針、国・自治体・事業者の責務などについて定めた法律。
デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	令和2(2020)年12月に策定され、デジタル社会の未来像、IT 基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方などについて、政府としての方針を示すもの。
デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4(2022)年6月閣議決定、行政手続きの簡素化、人工知能の積極的な活用、そして官民データの連携強化を三つの柱として、社会全体の利便性を目指すもの。
デジタル人材	デジタル技術の知識と行政実務の知識を併せ持ち、自治体の DX を推進する人材のこと。
デジタル庁	令和3(2021)年9月に設立された、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする政府機関。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術に関して十分な理解を持ち、それを適切に活用することができるスキルを指す。また、デジタル技術に関する知識、スキル、順応性などを包括的に示した概念であり、ICTリテラシーと呼ばれることもある。
ノーコードツール	あらかじめ用意された部品を組み合わせることで、コンピュータへの指示を記述するソースコードを書くことなく、あるいは記述量を少なくて、簡単にアプリやシステムを開発できるツール。
バックヤード	住民からは見えない、自治体内での業務全般、いわゆる内部事務を指す。
標準化	最適な手順で業務を進めることができるように、業務の流れやルールを決めること。

用語	解説
フロントヤード	主に自治体と住民の接点を指す。具体的には、窓口での手続きや相談業務、オンライン申請システム、住民が利用する庁舎内の空間など、住民と行政が直接関わるあらゆる場面を指す。
ペーパーレス会議システム	会議資料を紙ではなくデジタルデータで共有し、タブレットや PC で会議を進めるためのシステムのこと。